

海岸モニター 募集要項

明石市内の海岸において活動していただく令和7年度の海岸モニターを募集します。

明石の海岸は東西約16kmの延長をもち、その特徴は、地域により様々な顔を持っていることです。

アカウミガメが産卵する海岸、海水浴場として賑わう海岸、多くの船舶が行き交う港など、自然と人が交流できる素晴らしい環境をいまも残しています。

明石市では、市民と行政が共に活動することで、安全・安心のまちづくりを推進すると同時に、素晴らしい海岸環境の保全に向けて一層の取り組みができると考えています。

明石市内の海岸域を4地区（地区割りは裏面参照）に分けて、各地区において活動していただきます。

記

1. 応募資格 下記の要件を満たす方
①市内に居住している年齢20歳以上の方
②散策等により日常的に市内の海浜を利用している方
2. 任 期 委嘱の日から令和10年3月31日まで（3年間）
※令和元年度の募集から委嘱期間は1年から3年に変更になりました。
（令和5年度および令和6年度において、すでにモニターに委嘱されている方は、申込不要です。令和4年度に委嘱されていた方は、申込が必要です。）
3. 活動内容 ①海岸において危険箇所その他の変状を発見したときは、海岸・治水課に通報すること。
②海岸でウミガメやウミガメの足跡などを発見したときは、環境創造課に通報すること。
③市が主催する研修会（年1回程度）に参加すること。
4. 募集期間 令和7年2月15日（土）から令和7年2月28日（金）まで
5. 申込方法 「海岸モニター登録申し込み用紙」に必要事項を記入し、
下記のいずれかの方法で申し込んでください。（本書裏面の「地区割り表」参考）
・持参の場合は、募集期間内の平日午前9時から午後5時まで受付。
・郵送・FAXの場合は、募集期間内到着分まで受付。
・左記の二次元コードからスマートフォンで直接申し込みできます（この場合は持参・郵送FAX不要です。）

申込期限は、令和7年2月28日（金）必着です。
※上記期限を過ぎた申し込みについては、受付をいたしませんのであらかじめご了承ください。
【申込先】〒673-8686 明石市中崎1丁目5番1号
明石市 海岸・治水課（本庁舎7階）
FAX（078）918-5109
6. その他 ①応募資格を満たし、海岸モニターとして活動していただく方には、任期中、研修会（年1回程度）に出席していただきます。
②新規申し込みの方には、モニター活動に関する注意事項について、申込書持参時、又は資料の郵送などにより個別に説明を実施させていただきます。
【問合わせ先】明石市 海岸・治水課（本庁舎7階）
TEL（078）918-5042

海岸モニター 地区割り表

地 区 名	対 象 範 囲
① 大蔵・中崎・明石浦 地区	大蔵海岸～明石川左岸
② 林崎・松江・藤江 地区	明石川右岸～谷八木川左岸
③ 八木・江井島 地区	谷八木川右岸～赤根川左岸
④ 西島・魚住・二見 地区	赤根川右岸～西二見緑地西

※登録者の散策等による海岸利用状況等を勘案して地区割りを変更することもありますので、ご了承ください。